

1-2. サブメニュー②調べる」介護サービス情報の公表制度を利用する 1-2-2. コンテンツ②-2 「利用方法」

60

利用方法

さっそく利用したいんですが、どのようにしたらいいんですか？

最初のページへ メニューを開く 次のページへ

63

はい。

最初のページへ メニューを開く 次のページへ

61

利用方法

全国介護サービス情報公表サイト一覧

社団法人シルバーサービス振興会介護サービス情報公表支援センター

はい。各都道府県の「介護サービス情報公表システム」へは、「全国介護サービス情報公表サイト一覧」から進むことができます。

最初のページへ メニューを開く 次のページへ

64

すると、選んだ都道府県の「介護サービス情報公表システム」のホームページになります。

最初のページへ メニューを開く 次のページへ

62

では、どれか選んでクリックしてください。

最初のページへ メニューを開く 次のページへ

65

ここでは介護サービスの種類で検索する方法と、住所で検索する方法の、二通りあります。

最初のページへ メニューを開く 次のページへ

1-2. サブメニュー②調べる」介護サービス情報の公表制度を利用する 1-2-2. コンテンツ②-2「利用方法」

66

検索条件を絞り込む
検索条件を絞り込む
検索条件を絞り込む
検索条件を絞り込む

また、キーワードで検索したり、より詳しい条件で検索することもできます。

最初のページへ メニューを開く 次のページへ

69

事業所の件数が表示されました。

最初のページへ メニューを開く 次のページへ

67

住所で検索する場合、市区町村をチェックして、【検索する】をクリックします。

最初のページへ メニューを開く 次のページへ

70

件数が多すぎる場合は、さらに条件を加えて、検索結果を絞り込むこともできます。

最初のページへ メニューを開く 次のページへ

68

住所で検索する場合、市区町村をチェックして、【検索する】をクリックします。

最初のページへ メニューを開く 次のページへ

71

よろしければ「一覧を表示する」をクリックしてください。

最初のページへ メニューを開く 次のページへ

1-2. サブメニュー②調べる」介護サービス情報の公表制度を利用する 1-2-2. コンテンツ②-2「利用方法」

72

一覧が表示されました。

75

なるほど。ここで基本情報と調査情報を見ることができるとですね。

73

このなかから各事業所の欄にある『詳細を表示する』をクリックすると、

76

なお、候補となる事業所が見つかったら、『しおりを付ける』をクリックしてください。

74

詳しい情報をご覧になることができます。

77

こうして『しおり』をつけた事業所は、『しおり付き事業所一覧』のページに、

1-2. サブメニュー②調べる」介護サービス情報の公表制度を利用する 1-2-2. コンテンツ②-2 「利用方法」

78

自動的に抽出されるしくみになっています。

← 最初のページへ メニューを開く 次のページへ →

81

【しおりを付ける/はずす】をクリックします。

← 最初のページへ メニューを開く 次のページへ →

79

この操作は「対象事業所一覧」のページからでも可能です。

← 最初のページへ メニューを開く 次のページへ →

82

さらに「しおり付き事業所一覧」のページで選んだ事業所のなかから、

← 最初のページへ メニューを開く 次のページへ →

80

この場合、各事業所の「しおり」の部分をチェックしてから、

← 最初のページへ メニューを開く 次のページへ →

83

同じ種類の介護サービスであれば、3件まで画面上に並べてサービス内容などを

← 最初のページへ メニューを開く 次のページへ →

1-2. サブメニュー②調べる」介護サービス情報の公表制度を利用する 1-2-2 コンテンツ②-2 「利用方法」

84

比較することができます。

← 最初のページへ メニューを開く 次のページへ →

87

または市町村の介護保険担当課などに相談するといいですね。

← 最初のページへ メニューを開く 次のページへ →

85

なるほど。これはわかりやすい！

← 最初のページへ メニューを開く 次のページへ →

88

そうですね。

← 最初のページへ メニューを開く 次のページへ →

86

ご自分でインターネットやパソコンの操作ができない場合は、家族や介護支援専門員、

← 最初のページへ メニューを開く 次のページへ →

1-2. サブメニュー②調べる」介護サービス情報の公表制度を利用する 1-2-3. コンテンツ②-3「対象となる介護サービス」

89

対象となる主な介護サービス

この制度で、公表の対象となる介護サービスには、どのようなものがあるんですか？

施設サービス	在宅サービス
<ul style="list-style-type: none"> 介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム) 介護老人保健施設 介護療養型医療施設 	<ul style="list-style-type: none"> 訪問介護 (ホームヘルプサービス) 訪問入浴介護 訪問看護 通所介護 (デイサービス) 通所リハビリテーション 短期入所生活介護 (ショートステイ) 特定施設入居者生活介護 (有料老人ホーム等)

最初のページへ メニューを開く 次のページへ

92

対象となる主な介護サービス

35サービスになります。

施設サービス	在宅サービス
<ul style="list-style-type: none"> 介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム) 介護老人保健施設 介護療養型医療施設 	<ul style="list-style-type: none"> 訪問介護 (ホームヘルプサービス) 訪問入浴介護 訪問看護 通所介護 (デイサービス) 通所リハビリテーション 短期入所生活介護 (ショートステイ) 特定施設入居者生活介護 (有料老人ホーム等)

最初のページへ メニューを開く 次のページへ

90

対象となる主な介護サービス

施設サービス	在宅サービス
<ul style="list-style-type: none"> 介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム) 介護老人保健施設 介護療養型医療施設 	<ul style="list-style-type: none"> 訪問介護 (ホームヘルプサービス) 訪問入浴介護 訪問看護 通所介護 (デイサービス) 通所リハビリテーション 短期入所生活介護 (ショートステイ) 特定施設入居者生活介護 (有料老人ホーム等)

はい。
介護サービス情報の公表制度がスタートした

最初のページへ メニューを開く 次のページへ

93

対象となる主な介護サービス

なるほど。介護サービスには、たくさんの種類があるんですね。

施設サービス	在宅サービス
<ul style="list-style-type: none"> 介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム) 介護老人保健施設 介護療養型医療施設 	<ul style="list-style-type: none"> 訪問介護 (ホームヘルプサービス) 訪問入浴介護 訪問看護 通所介護 (デイサービス) 通所リハビリテーション 短期入所生活介護 (ショートステイ) 特定施設入居者生活介護 (有料老人ホーム等)

最初のページへ メニューを開く 次のページへ

91

対象となる主な介護サービス

施設サービス	在宅サービス
<ul style="list-style-type: none"> 介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム) 介護老人保健施設 介護療養型医療施設 	<ul style="list-style-type: none"> 訪問介護 (ホームヘルプサービス) 訪問入浴介護 訪問看護 通所介護 (デイサービス) 通所リハビリテーション 短期入所生活介護 (ショートステイ) 特定施設入居者生活介護 (有料老人ホーム等)

平成18年4月から順次追加されていますが、平成20年度からの施行分は、

最初のページへ メニューを開く 次のページへ

94

対象となる主な介護サービス

施設サービス	在宅サービス
<ul style="list-style-type: none"> 介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム) 介護老人保健施設 介護療養型医療施設 	<ul style="list-style-type: none"> 訪問介護 (ホームヘルプサービス) 訪問入浴介護 訪問看護 通所介護 (デイサービス) 通所リハビリテーション 短期入所生活介護 (ショートステイ) 特定施設入居者生活介護 (有料老人ホーム等)

平成21年4月からは、さらに16サービスが追加される予定です。

最初のページへ メニューを開く 次のページへ

1-2. サブメニュー②調べる」介護サービス情報の公表制度を利用する 1-2-3. コンテンツ②-3「対象となる介護サービス」

95

対象となる主な介護サービス

主な介護サービス

施設サービス	在宅サービス
<ul style="list-style-type: none"> 介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム) 介護老人保健施設 介護療養型医療施設 	<ul style="list-style-type: none"> 訪問介護 (ホームヘルプサービス) 訪問入浴介護 訪問看護 通所介護 (デイサービス) 通所リハビリテーション 短期入所生活介護 (ショートステイ) 特定施設入居者生活介護 (有料老人ホーム等)

そうすると、ほとんどの介護サービスがインターネットのホームページで検索できるようになるんですね。

最初のページへ メニューを開く 次のページへ

96

対象となる主な介護サービス

主な介護サービス

施設サービス	在宅サービス
<ul style="list-style-type: none"> 介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム) 介護老人保健施設 介護療養型医療施設 	<ul style="list-style-type: none"> 訪問介護 (ホームヘルプサービス) 訪問入浴介護 訪問看護 通所介護 (デイサービス) 通所リハビリテーション 短期入所生活介護 (ショートステイ) 特定施設入居者生活介護 (有料老人ホーム等)

そうです。
日本全国11万カ所を超える事業所のなかから、

最初のページへ メニューを開く 次のページへ

97

対象となる主な介護サービス

主な介護サービス

施設サービス	在宅サービス
<ul style="list-style-type: none"> 介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム) 介護老人保健施設 介護療養型医療施設 	<ul style="list-style-type: none"> 訪問介護 (ホームヘルプサービス) 訪問入浴介護 訪問看護 通所介護 (デイサービス) 通所リハビリテーション 短期入所生活介護 (ショートステイ) 特定施設入居者生活介護 (有料老人ホーム等)

利用者にとって、より適切な介護サービスや事業所を探し出すことができます。

最初のページへ メニューを開く 次のページへ

1-3. サブメニュー③「Q&A」
1-3-1. コンテンツ③-1「Q&A」

98

Q&A

ここでは、よくあるお問い合わせと、それに対する回答をご紹介します。

Q1 情報を公表するねらいは何ですか？


Q2 公表された情報の責任主体は誰にありますか？

Q3 対象はありますか？

Q4 調査対象となる事業所の選定基準は？

Q5 調査はどのような方法で行われるのですか？

目録のページへ



100

Q&A

Q3 法規制はありますか？

A3 介護サービス情報の公表は、介護保険法第115条の29にもとづいて、全国一律に実施される制度です。調査を受けることは事業者の義務として定められており、虚偽の報告、又は調査を受けず、若しくは調査の実施を妨げたときは、指定又は許可の取り消しをすることができるという罰則規定も付されています。

目録のページへ

メニューを開く

次のページへ

99

Q&A

Q1 情報を公表するねらいは何ですか？

A 利用者が介護サービス事業所を比較・検討し、選択するための判断材料を提供することがねらいです。事業所の評価、格付け、画一化などを目的とするものではありません。また、調査員が改選指導などを行うこともありません。

目録のページへ

メニューを開く

次のページへ

101

Q&A

Q4 調査対象となる事業所の選定基準は？

A 介護サービスの対価として支払いを受けた金額が、利用者負担分も含めて、過去1年間で100万円を超える事業所が対象となり、調査は提供サービスごとに行われます。なお、新規に指定された事業所については、基本情報のみの報告と公表が義務づけられています。

目録のページへ

メニューを開く

次のページへ

100

Q&A

Q2 公表された情報の責任主体は誰にありますか？

A 責任主体は、調査員や都道府県ではなく、各事業所にあります。また、公表された内容の評価するのは、調査員や都道府県ではなく、閲覧した利用者本人となります。

目録のページへ

メニューを開く

次のページへ

102

Q&A

Q5 調査はどのような方法で行われるのですか？

A 調査は、都道府県または指定調査機関より、省令で定められた研修を受けた調査員が、2名以上で事業所を訪問し、代表者との面接などによる方法で事実確認を行います。この調査は、特定の事業所に偏ることなく、公平・公正に実施されます。

目録のページへ

メニューを開く